

## 【資料5-2】補足

## 【協働事業ガイドラインの目的】

- 各課が独自に行っている協働事業（相互提案協働事業以外の協働事業）について、ルールや基準を策定する。  
→手続きを明確化することによって各課が協働事業に取り組みやすくなり、かつ透明性の確保にもつながる。  
協働に相応しい領域を示すことにより、各課での協働事業の増加を図る。  
団体提案（現相互提案協働事業）で実施した後の継続した取り組みを促進する。

## ①協働に相応しい領域について

【参考】横浜市「Let's協働入門」より抜粋

協働にふさわしい分野は、下の例などがありますが、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

- 当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な分野  
子育て支援、青少年の育成、高齢者介護の支援、要援護者の見守り、健康づくり など
- 地域社会の主体的な取組が必要な分野  
防犯・防災、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題への対応、地域の活動拠点の設置・運営 など
- 専門性が求められる分野  
芸術・文化、DV（ドメスティック・バイオレンス）問題、人権の擁護、外国人への支援、市民活動への中間支援 など
- 地域全体の合意形成が必要な分野  
まちの環境を守るためのまちのルールづくり、地域のまちづくりプラン など
- 参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する分野  
生涯学習の支援、地域スポーツの推進 など

## ②選考について

- 協働事業の選考についての基本的な項目を提示する。
- 審査においては市民活動団体等の特性や地域性の視点を取り入れるようにする。

## ③評価について

- 協働事業の評価についての項目や方法を提示し、公開を義務付ける。  
→各課の協働事業を公開することにより透明性を確保する。  
市と団体の相互評価だけでなく、公開を通じて市民に評価してもらう。（HP上で事業評価シートを公開など）

## ④見直しについて

- 協働事業の見直しに関する基準を設ける。  
→協働事業は現状維持で継続することも多く、一定の期間での見直しを行うことにより、事業の成果・効果向上につなげる。  
現在の協働相手だけではなく、他の市民活動団体等の参入の機会が生まれる。

## ⑤各課選考委員会への委員の推薦について（希望制）

- 各課が協働事業の相手方を選考する際に、協働の視点からの審査ができる委員を派遣する仕組みをつくる。  
→協働にあまり馴染みのない課などへのフォロー体制整備。